

AsahiNet 光電話利用規約 新旧対照表

改正後		改正前	
第3条用語の定義 第2項 (24)		第3条用語の定義 第2項 (24)	
<p>「付加サービス」とは、当社が本サービスに付加して提供するサービスをいい、詳細については当社が別途定めます。その提供を受けるためには、当社への申し込みが必要になるものと、本会員が選択する第6条（内容、利用条件等）第1項所定の料金プランにあらかじめ含まれるため（含まれる付加サービスの範囲は、料金プランにより異なります）当社への申し込みが不要のものがあり、詳細は別途定めます。なお、当社は、付加サービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき<u>または司法もしくは行政機関から当社に対して犯罪に関係するとして付加サービスの提供を拒否する要請があったときは、</u>その付加サービスを提供できないことがあります。本規約に定める本サービスに関する規定は、本規約に異なる定めがある場合を除き、またはその内容に照らして付加サービスに適用することがふさわしくない場合を除き、付加サービスにも適用されます。</p>	(追加)	<p>「付加サービス」とは、当社が本サービスに付加して提供するサービスをいい、詳細については当社が別途定めます。その提供を受けるためには、当社への申し込みが必要になるものと、本会員が選択する第6条（内容、利用条件等）第1項所定の料金プランにあらかじめ含まれるため（含まれる付加サービスの範囲は、料金プランにより異なります）当社への申し込みが不要のものがあり、詳細は別途定めます。なお、当社は、付加サービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。本規約に定める本サービスに関する規定は、本規約に異なる定めがある場合を除き、またはその内容に照らして付加サービスに適用することがふさわしくない場合を除き、付加サービスにも適用されます。</p>	

改正後	改正前	
第8条の2 着信転送に関わる本人確認手続き	(新設)	
<p>1. 申込者または本会員が、本サービスにおいて着信転送機能を有するサービス（以下料金プラン「セットプラン」を含みます）の申込をする場合または着信転送機能を有するサービスに係る契約を締結する本会員が申込時に当社へ申請した活動の拠点の住所もしくは本会員の名義を変更する場合、本会員は、本人確認のため法令に基づき当社が別途定める書類を、当社が定める期限までに提出するものとします。また、申込者または本会員は、当社が発送する書留郵便等による転送不要郵便物等の書類を受取るものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスにおいて着信転送機能が利用可能となった後または申込者もしくは本会員が着信転送機能の利用を開始した後であっても、当社が前項に定める本人確認手続きに不備または漏れがあると判断した場合、当社の判断により着信転送機能を利用できなくすることができるものとし、申込者もしくは本会員はこれを予め承諾するものとします。かかる変更の際に発生した費用は、本会員が支払うものとします。かかる変更により会員が不利益を被るときも、当社は何ら責任を負いません。</p>	(新設)	

改正後	改正前
<p>第9条 契約の承諾 第2項</p>	<p>第9条 契約の承諾 第2項</p>
<p>2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて本会員に通知することにより、会員契約および本契約を解除することができます。</p> <p>(1)本契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>(2)申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(3)過去に不正使用等により本契約もしくは ASAHI ネットサービスに関連する契約等の解除または ASAHI ネットサービス等の利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(4)申込者または本会員が本規約の第36条（禁止行為）または第37条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(5)相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合または相互接続協定に基づく条件に適合しない場合</p> <p>(6)その他技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p><b><u>(7)第8条の2（着信転送に関わる本人確認手続き）に定める本人確認ができない場合</u></b></p>	<p>2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて本会員に通知することにより、会員契約および本契約を解除することができます。</p> <p>(1)本契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>(2)申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(3)過去に不正使用等により本契約もしくは ASAHI ネットサービスに関連する契約等の解除または ASAHI ネットサービス等の利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(4)申込者または本会員が本規約の第36条（禁止行為）または第37条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(5)相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合または相互接続協定に基づく条件に適合しない場合</p> <p>(6)その他技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(追加)</p>

改正後		改正前	
第 13 条 当社による契約の解除等 第 1 項 (4)		第 13 条 当社による契約の解除等 第 1 項 (4)	
<p>1. 当社は、本会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。</p> <p>(1)料金等について支払期日を経過してもなお支払わない場合</p> <p>(2)本会員が会員規約等に基づき提供される当社のサービス（本サービスを含みます）について利用停止となった場合</p> <p>(3)本会員が本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p><u>(4)司法または行政機関から当社に対して犯罪に関するとしてサービスの提供を拒否する要請があった場合</u></p>	(追加)	<p>1. 当社は、本会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。</p> <p>(1)料金等について支払期日を経過してもなお支払わない場合</p> <p>(2)本会員が会員規約等に基づき提供される当社のサービス（本サービスを含みます）について利用停止となった場合</p> <p>(3)本会員が本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合</p>	
第 15 条 利用停止		第 15 条 利用停止	
<p>当社は、本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本会員、会員規約もしくはサービス利用規約により本サービス以外の ASAHI ネットサービス（AsahiNet 光を含みます）が利用停止となった本会員<u>または司法もしくは行政機関から当社に対して犯罪に関するとしてサービスを提供拒否する要請があった本会員</u>については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用を停止します。</p>	(追加)	<p>当社は、本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本会員、または会員規約もしくはサービス利用規約により本サービス以外の ASAHI ネットサービス（AsahiNet 光を含みます）が利用停止となった本会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用を停止します。</p>	

改正後	改正前
第 38 条 会員の氏名等の通知等	(新設) 第 38 条 会員の氏名等の通知等
<p><b>5. 本会員は、当社が第 13 条（当社による契約の解除等）第 1 項第 4 号に定める場合、当社が、本会員の氏名、住所および本電話番号等を、司法または行政機関に通知する場合があることについて同意するものとします。</b></p> <p><b>6. 本会員は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその本会員の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報および金融機関の口座番号ならびに第 15 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止しているときはその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。</b></p> <p><b>7. 本会員は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。</b></p>	<p>(新設) 5. 本会員は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその本会員の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報および金融機関の口座番号ならびに第 15 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止しているときはその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p> <p>(変更) 6. 本会員は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p> <p>(変更)</p>
第 41 条 本会員情報等の取り扱い	第 41 条 本会員情報等の取り扱い
本会員は、 <b>当社または NTT 東西</b> が、第 1 項第 1 号に定める当社から提供を受けたその本会員の本会員情報および前項の通信履歴等を以下の各号に定める者に開示することがあることについて同意するものとします。	(追加) 本会員は、 <b>NTT 東西</b> が、第 1 項第 1 号に定める当社から提供を受けたその本会員の本会員情報および前項の通信履歴等を以下の各号に定める者に開示することがあることについて同意するものとします。